

項目 7 「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項」について

〔定める事項〕

県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項

1. 児童虐待防止対策の充実
2. 社会的養護体制の充実
3. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の促進
4. 障がい児施策の充実等

< 記載案 >

1. 児童虐待防止対策の充実

平成 22 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 年度に桑名市及び四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上にむけては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

(1) 児童相談所の体制強化

現状と課題

児童虐待相談対応件数

平成 21 年度以降、児童相談所が対応する虐待相談件数は毎年最多を更新しており、平成 24 年度からは 1,000 件を超えて推移しています。

(H21) 541 件 (H25) 1,117 件

児童相談体制の強化

- ・ 平成 25 年度に児童虐待対応にかかる組織体制を充実して取り組んでいます。
本庁に子ども虐待対策監の配置、児童相談センターに法的対応室、市町支援プロジェクトチームの設置及び弁護士・警察官の配置、保健師増員等 15 人の増員
- ・ 児童相談所職員の資質向上に向けて研修体系を確立し、役職、職種、経験年数に応じた研修を実施しています。
- ・ 虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツ

ルを開発、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。

- ・ さらに、初期対応後、それぞれの家庭の個別ニーズに対応し、支援方法を検討するためのニーズアセスメントツールについて、現在、研究・開発に取り組んでおり、これを活用して虐待の再発防止、家庭の再統合につなげるためのきめ細かい対応を行う必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 児童相談所職員の研修体系に基づき、さらにその時々課題を見極めた、有効な研修を実施し、人材育成、資質向上を進めます。
- ・ アセスメントツールを活用した的確な対応がすべての児童相談所で定着するよう、取組精度の向上を図ります。

(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

現状と課題

市町等関係機関との連携強化

- ・ 市町の児童相談体制の充実等を目的に市町、児童相談所、児童相談センターの三者で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センター等によるフォローアップによる支援を行っています。

市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。

- ・ 市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町のニーズを捉えたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。
- ・ 市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議を実施、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化にむけて、さらに定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の人材育成を支援する研修の実施については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。

- ・ また、児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・ 一方、妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・ また、ハイリスクアプローチに重点がおかれており、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。

計画期間における取組内容

妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の提供するサービスを必要に応じ利用者が、ワンストップで利用できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

- ・ 母子保健支援者育成事業（母子保健コーディネーター養成等）の実施。
- ・ 妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進。
- ・ 市町への母子保健事業報告等の資料提供及び事業推進にかかる相談・支援。

（４）児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

現状と課題

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の設置

- ・ 児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会を「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」と位置づけ、検証にあたります。

事例の詳細を振り返り、その背景や特性をふまえた検証を行い、事例から学ぶべきこと、再発防止にむけた提言等がなされることとなります。

過去の検証事例

- ・ 県内でこれまでに検証が実施された事例は、平成 22 年に発生した鈴鹿市における重篤事例、平成 24 年に桑名市と四日市市で発生した 2 件の乳児死亡事例の計 3 件となっています。さまざまな角度で検証、分析を行い、再発防止にむけた提言がなされています。
- ・ 本県ではこれまで、この 3 件の検証をふまえた児童虐待対応の取組を確実に実施しています。今後も引き続きこれらの取組を継続することとしています。

計画期間における取組内容

- ・ 検証に基づく児童虐待対応施策を今後も引き続き、確実に実施します。

2. 社会的養護体制の充実

社会的養護体制については、平成 27 年度から平成 41 年度を計画期間とする「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」により充実を図っていきます。

計画期間を 3 期（前期・中期・後期）に区分して、目標設定したうえで、計画期間を通じて、乳児院・児童養護施設の小規模グループケア化、地域分散化や家庭養護を推進していきます。

（1）家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

現状と課題

- ・ 里親等委託率は、平成 26 年 3 月現在で、16.6%となっています。
- ・ 県内では 67 世帯の里親に 85 人の児童が委託され、3 カ所のファミリーホームに 5 人の児童が委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・ 平成 26 年度には、12 人の里親支援専門相談員が乳児院（3 施設）児童養護施設（9 施設）に配置されています。
- ・ 里親委託優先の原則に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親の新規開拓や里親支援の充実がより一層求められます。

計画期間における取組内容

- ・ 家庭的な生活環境の中で、より多くの児童が養育されるよう、新規里親の開拓を行うとともに、里親・里子に対する支援の充実を図ります。
- ・ 家庭養護の中心となる養育里親や専門里親の登録数の増加をはかり、児童の委託先としての選択肢を増やすとともに、研修の充実によって里親の養育の質の向上を図りつつ、里親委託を推進します。
- ・ 家庭的な環境で子どもを養育することができるファミリーホームの設置促進を図ります。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

現状と課題

- ・ 平成 26 年 3 月現在、乳児院に 31 人、児童養護施設に 379 人、グループホームに 42 人（分園型小規模グループケア 14 人、地域小規模児童養護施設 28 人）の児童が入所しています。このうち、児童養護施設の本体施設において、137 人の児童が小規模グループケアを受けています。
- ・ 平成 25 年度に乳児院、児童養護施設が策定した家庭的養護推進計画においては、定員 45 人以上の施設の小規模化や、本体施設の小規模グループケア化及び地域小規模児童養護施設の設置が予定されており、そうした整備を計画的に促進していく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 乳児院や児童養護施設において、平成 26 年度に策定する三重県家庭的養護

推進計画に基づき、本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の設置等による地域分散化を計画的に進めます。

- ・ 施設養護においても、家庭的な環境できめ細かなケアが行われるよう、生活環境の改善、子どもの処遇向上を図ります。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

現状と課題

- ・ 虐待を受けた子ども等社会的養護を必要とする子どもたちは、適切な愛着関係に基づき、安定した人格形成や精神的成長等がはかれるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。
- ・ 乳児院や児童養護施設には発達障がいや知的障がい等のある子どもがいることから、より専門性の高いケアが必要であり、処遇の質の向上を図る必要があります。
- ・ 家庭復帰に向けて、健康な親子関係を形づくる等家庭環境の支援力も必要であり、そのための人材育成が求められています。
- ・ 他方、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、情緒障害児短期治療施設等における心理療法等の支援が必要であり、非行の子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が必要であり、DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等においては、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の配置を推進する等専門ケアの体制を整備し、配置の主旨に則った適切な専門性の向上と発揮を図るとともに、県においては、基幹的職員研修や専門研修の実施等により施設職員の支援技術の向上を支援します。

(3) 自立支援の充実

現状と課題

- ・ 児童養護施設を退所しても、基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等にかかる生活技術の知識や経験不足から、自立生活に必要とされる力が身につけていないような状況があります。

そのため、要保護児童が、可能な限り社会生活へのスタートが公平に切れるよう自立支援の充実が必要です。

県では、それらの背景の一つである基本的な学習習慣や学力の不足を補ってもらうため、施設に入所する小学生に対し学習支援員を派遣する事業を行っています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設においては、より家庭的なケアを推し進めることで、児童の自立する力を向上させていくとともに、生活が不安定な子どもなどに 20 歳までの措置延長を活用し、社会的自立を支援するとともに、県内 2 つの自立援助ホームにおいて生活指導や職業指導等、児童養護施設を退所した児童の社会的自立を支援します。
- ・ 児童養護施設を退所する児童が就職する際の身元保証や未成年後見人の選定を支援します。
- ・ 引き続き、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援を行います。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

現状と課題

- ・ 児童虐待の防止、家庭環境の調整等家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等による地域の子育て家庭への支援等、家族支援や地域支援の充実がより重要となっています。
- ・ 平成 26 年度は、地域における子育て支援の充実を図るため、県内 3 カ所目となる児童家庭支援センターの整備が進められています。

計画期間における取組内容

- ・ 児童養護施設等における家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置や児童家庭支援センターの設置促進と積極的活用により、地域の子育て相談の充実、里親・里子支援等の充実をはかり、施設のソーシャルワーク機能を強化します。
- ・ 母子が一緒に生活しつつ、母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設について、福祉事務所、女性相談所等の関係機関との連携により、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・ 子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童虐待等の虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。
- ・ 平成 13 年度に作成した子どもの権利ノートについては、平成 20 年度に改訂版を作成し、児童養護施設入所児童に対し配布し、説明しています。
- ・ 平成 19 年度から児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラムである CAP プログラムを、CAP みえに委託して実施しています。
- ・ 他方、被措置児童等虐待に関する通告や届け出の受付、通告等があった場合には、的確に対応できる体制を取っています。

- ・ ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や 里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、平成 24 年度から 3 年に 1 度の実施が義務化された第三者評価の受審と、その評価をふまえた改善を求めているところです。

計画期間における取組内容

- ・ 被措置児童等虐待については、迅速な対応を行います。
- ・ 子どもの権利ノートにより適切な活用の見直しと要保護児童への説明を行い、児童の権利擁護を推進します。
- ・ 児童養護施設等社会的養護を担う施設における第三者評価受審及び自己評価を促進します。

3. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等自立促進計画

社会福祉審議会児童専門分科会等で審議

現状と課題

- ・ 平成 22 年の国勢調査では、三重県の母子世帯数は 14,666 世帯（総世帯数の 2.1%）、父子世帯数は 3,154 世帯（総世帯数の 0.4%）となっています。母子世帯及び父子世帯とも、総世帯数に占める割合は、全国集計値（母子世帯 2.1%、父子世帯 0.4%）と同じ割合となっています。
- ・ 平成 22 年度から平成 25 年度の間で、児童扶養手当受給者は、約 3.6% の増加となっており、年々増加傾向にあります。
- ・ 平成 26 年 7 月 1 日現在のひとり親家庭等実態調査（県実施調査）によると、就労収入では、母子世帯での中央値が 100～150 万円未満となっており、全国母子世帯等実態調査結果（全国調査）での母子世帯の平均値 181 万円に比較し、低い額となりました。また、ひとり親世帯となったことを理由とした転職では、県実施調査で母子世帯が約 63% となっており、全国調査の約 48% と比較して、高い割合となりました。
- ・ ひとり親家庭は、子育てと仕事を一人で担っているなどの様々な課題に直面し、就労収入等も依然として厳しい状況にあります。こうしたことから、就業や子育てなどに対する総合的な支援が求められています。
- ・ 県実施調査で把握したひとり親家庭における子どもについての悩みは、「教育・進学」が一番多く（母子世帯 37%、父子世帯 35%）、子どもの最終進学目標は、母子世帯で「大学・大学院」が 47.6% と高い結果となりました。
- ・ 一方、父子世帯においては、子どもについての悩みで、母子世帯では少なかった、「健康」や困ったときの相談相手等においては、「相談相手なし」とする回答が母子世帯に比べて割合が高くなりました。

（参考）現ひとり親家庭等自立促進計画（現計画）において定めた 4 つの支援施策

安定的な収入を得る就業のための支援

子育てと生活のための支援

経済的な安定のための支援

各種支援制度の周知・相談機能の充実

計画期間における取組方向

- ・ 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」の概ね 10 年程度を目途とする将来像である、「すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、豊かに育つことができる環境整備が進んでいる」ことをめざします。
- ・ 新たな環境への変化に対応する支援策として、現計画の 4 つの支援策に「子どもへの学習支援」と「父子家庭への支援」を新たに追加し、以下の 6 つの支援策を柱

として対策を進めていきます。

親への就業支援

就業相談や職業紹介、資格や技術取得のための支援を行います。

子育てと生活のための支援

安心して仕事と子育てが両立できるよう、サービスの充実を図るとともに、日常生活支援事業を実施します。

子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちの学習環境を整え、子どもたちの将来の可能性を引き出すため、学習支援を実施します。

経済的な安定のための支援

手当支給や生活資金等の貸付けなどの経済面からの支援を行います。

相談機能の充実と各種支援制度の周知

相談機能を充実し、各種支援制度の情報提供を積極的に行います。

父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して相談機能を充実するとともに、生活面での不安を解消するための支援を行います。

4. 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、草の実りハビリテーションセンターや小児心療センターあすなる学園において、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

体制の整備

- ・ 障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。
- ・ 自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を活かした後方支援を行う必要があります。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

発達支援・療育の充実

- ・ 障がいのある子どもや発達に課題のある子ども等に対して、子どもが育つ身近な地域で、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れなく行われるよう取り組む必要があります。
- ・ 県立草の実りハビリテーションセンターでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、重症心身障害児通園事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っていますが、小児科医師等の専門人材の不足が課題となっています。
- ・ 県立小児心療センターあすなる学園では、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等精神及び行動に疾病・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回相談等の地域支援を行っています。発達障がい児に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。
- ・ 市町において発達障がい児等への適切な早期支援を行ってもらうため、総合的な相談支援体制の推進を働きかけています。そのため、総合相談窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所等における発達

障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等を行っています

- ・ 児童相談センターでは、難聴児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

特別支援教育等の充実

- ・ 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数が年々増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。特別支援学校では、自立と社会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、きめ細かな教育を行っています。今後も学習環境や教育課程のさらなる充実とともに、教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ・ 小中学校、高等学校等の教員が、障がいのある児童生徒等の指導・支援や発達障がい等の理解を深める必要があり、特別支援学校のセンター的機能による支援が求められています。
- ・ 幼稚園・保育所や小中学校等では、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進し、障がいのある子どもの個々のニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。また、支援情報を途切れなく引き継ぎ、一貫した支援を進めることが求められます。

計画期間における取組内容

支援のための体制整備等

- ・ 障がい児が、支援機関が変わってもライフステージに応じた一貫した支援が受けられるような仕組みづくりを行います。
- ・ 福祉型障害児入所施設における入所者の地域移行を進めるための体制づくりを進めます。
- ・ 行動障害や発達障害のある人が地域で生活していくため、地域における相談支援体制づくり、支援していくため人材育成など地域における受入れ体制づくりを進めます。

発達支援・療育の充実

- ・ 県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなる学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター(仮称、以下「新センター」という。)」として一体的に整備し、かつ、特別支援学校を併設することにより、発達に課題のある子どもに対して、専門性の高い良質な医療、福祉、教育が連携したサービスを提供します。
- ・ 新センターにおいて、専門性の高い職員の人材育成に取り組むとともに、市町からの職員等の長期研修受入れや、その専門性を活用した地域への巡回指導等の地域支援を実施します。
- ・ 発達障がい児等に対する早期支援のため、身近な地域で、成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう、市町の総合相談窓口体制の推進を働きかけるとともに、保育所等において支援ツール「CLM(Check List in Mie :

発達チェックリスト)と個別の指導計画」が導入されるよう普及、指導を行います。

特別支援教育等の充実

- ・ 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育にもとづいた教育課程の見直しを進め、一人ひとりの自立と社会参加に向け、障がいの状況や特性に応じた指導を充実させます。また、教員の専門性向上を図るため、研修会等を実施するとともに、大学等と連携し、認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上に取り組みます。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能では、地域の小中学校、高等学校等における研修会の開催に加え授業研究等の成果を発信することで、特別支援教育に対する理解を深めます。また、特別支援学校の教員は、発達障がいを含む複数の障がい種に対応する専門性の向上を図ります。
- ・ 幼稚園・保育所や小中学校等における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用について、特別支援学校のセンター的機能を活用することで充実を図ります。また、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備に向けて、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して体制の整備を進めます。